

作成日 2015年7月17日  
改訂日 2024年4月1日

## 安全データシート

### 1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	: ウッドセーバー
供給者の会社名称、住所及び電話番号	
会社名称	: サンケイ化学株式会社
住所	: 〒110-0005 東京都台東区上野7丁目6-11(第一下谷ビル)
担当部門	: 開発部
電話番号	: 03-3845-7951
FAX番号	: 03-3845-7950
緊急連絡先	: 同上
整理番号	: B - 148
推奨用途及び使用上の制限	: 農薬

### 2. 危険有害性の要約

#### 化学品のGHS分類

物理化学的危険性	引火性液体	: 区分に該当しない
健康に対する有害性	急性毒性(経口)	: 区分に該当しない
	急性毒性(経皮)	: 区分に該当しない
	急性毒性(吸入)	: 分類できない
	皮膚腐食性／刺激性	: 区分に該当しない
	眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	: 区分 2B
	呼吸器感作性	: 分類できない
	皮膚感作性	: 区分に該当しない
	生殖細胞変異原性	: 分類できない
	発がん性	: 区分 1A
	生殖毒性	: 区分 1A
	特定標的臓器毒性(単回ばく露)	: 区分 2(中枢神経系、血液系)
	特定標的臓器毒性(反復ばく露)	: 区分 1(肝臓) 区分 2(中枢神経系、呼吸器系)
	誤えん有害性	: 分類できない
環境に対する有害性	水生環境有害性 短期(急性)	: 区分に該当しない
	水生環境有害性 長期(慢性)	: 区分 1

上記に記載がないものは、「区分に該当しない」か「分類できない」である。

#### GHSラベル要素

##### 絵表示



注意喚起語	: 危険
危険有害性情報	: H320 眼刺激 H350 発がんのおそれ H360 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ H371 中枢神経系、血液系の障害のおそれ H372 長期にわたる、又は反復ばく露による肝臓の障害 H373 長期にわたる、又は反復ばく露による中枢神経系、呼吸器系の障害のおそれ H410 長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性

作成日 2015年7月17日  
改訂日 2024年4月1日

## 注意書き

## : 【安全対策】

- P201 使用前に取扱説明書を入手すること。
- P202 全ての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。
- P260 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。
- P264 取扱い後は手をよく洗うこと。
- P270 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
- P273 環境への放出を避けること。
- P280 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面等を着用すること。

## : 【応急措置】

- P305+P351+P338 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
- P337+P313 眼の刺激が続く場合：医師の診察／手当を受けること。
- P308+P313 ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察／手当を受けること。
- P314 気分が悪い時は、医師の診察／手当を受けること。
- P391 漏出物を回収すること。

## 【保管】

- P405 施錠して保管すること。

## : 【廃棄】

- P501 内容物や容器は、当該規則に従い都道府県知事の許可を受けた専門の産業廃棄物処理業者に委託して、適切に廃棄すること。

## 3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 : 混合物

化学名又は一般名	含有量
(R,S)-1-メチル-2-ニトロ-3-(テトラヒドロ-3-フリルメチル)グアニジン (一般名:ジノテフラン)	8.0%
有機溶剤、水等	92.0%

## 危険有害成分

化学名又は一般名	含有量	CAS No.	化管法 管理番号	官報公示整理番号	
				化審法	安衛法
ジノテフラン	8.0%	165252-70-0	1種 745	5-6767	8-(4)-1339
エタノール	10.0%	64-17-5	—	—	—

## 4. 応急措置

吸入した場合

- : 空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。  
異常が続く場合は、速やかに医師の手当を受けること。

皮膚に付着した場合

- : 直ちに多量の水と石けんでよく洗うこと。  
異常があれば速やかに医師の手当を受けること。  
作業後は衣服等を交換し、着用していた衣服は他の物と分けて洗濯すること。

眼に入った場合

- : 水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。直ちに医師に連絡すること。

飲み込んだ場合

- : 水で口の中を洗浄し、直ちに医師の手当を受ける。  
無理に吐き出させない。  
被災者に意識のない場合は、口から何も与えてはならない。  
毛布等で保温して安静に保つ。

作成日 2015年7月17日  
改訂日 2024年4月1日

## 5. 火災時の措置

- |                       |   |
|-----------------------|---|
| 適切な消火剤                | : 水、泡、粉末、二酸化炭素、砂  |
| 使ってはならない消火剤           | : 情報なし  |
| 火災時の特有の危険有害性          | : 火災によって刺激性又は毒性のガスを発生するおそれがある。<br>過熱されると発熱を伴って急激に分解する成分を含んでいるため、一旦着火すると消火が困難になる。  |
| 特有の消火方法               | : 火災発生場所の周辺に、関係者以外の立ち入りを禁止する。<br>危険なくできる時は、燃焼の供給源を速やかに止める。<br>移動可能な容器は、速やかに安全な場所に移す。<br>容器、周囲の設備等に散水して冷却する。<br>消火活動は、可能な限り風上から行う。 |
| 消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置 | : 適切な保護具（手袋、眼鏡、マスク等）を着用する。  |

## 6. 漏出時の措置

### 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

- |  |  |
|--|--|
|  | : 漏出した場所の周辺にロープを張る等して、関係者以外の立ち入りを禁止する。<br>作業の際は、必ず適切な保護具を着用し、漏出物との接触及び蒸気、ミストの吸入を避ける。 |
|--|--|

### 環境に対する注意事項

- |  |                                 |
|--|---------------------------------|
|  | : 河川等に排出され、環境への影響を起こさないように注意する。 |
|--|---------------------------------|

### 封じ込め及び浄化の方法及び機材

- |  |   |
|--|---|
|  | : 乾燥砂、土、おがくず、ウエス等に吸収させて、密閉できる空容器に回収する。<br>大量の場合には、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いてから処理する。 |
|--|---|

### 二次災害の防止策

- |  |  |
|--|--|
|  | : 付近の着火源となるものを速やかに取り除く。<br>危険なくできる時は、漏出源を遮断し、漏れを止める。 |
|--|--|

## 7. 取扱い及び保管上の注意

- |            |  |
|------------|--|
| 取扱い 技術的対策  | : 「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。  |
| 安全取扱注意事項   | : ラベルをよく読む。記載以外に使用しない。<br>取扱いは換気の良い場所で行い、作業場の換気は十分行う。<br>取扱場所の近くに、緊急時に洗眼及び身体洗浄を行うための設備を設置する。<br>屋外での取扱いはなるべく風上から作業する。<br>取扱いの都度、容器を密閉する。<br>眼、皮膚、衣類に付けないこと。<br>保護手袋及び保護眼鏡／保護面を着用すること。<br>高温、火気の近くで取扱ってはならない。 |
| 局所排気・全体排気  | : 「8. ばく露防止及び保護措置」を参照  |
| 接触回避       | : 「10. 安定性及び反応性」を参照  |
| 衛生対策       | : この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。<br>取扱い後は、手、顔等をよく洗い、うがいをすること。   |
| 保管 安全な保管条件 | : 食物、飲料等と区別し、火気、直射日光を避け、鍵のかかるなるべく低温で乾燥した場所に密栓して保管すること。<br>小児の手の届く所へ置かない。   |
| 安全な容器包装材料  | : 国連輸送法規で規定されている容器を使用する。   |

## 8. ばく露防止及び保護措置

- |      |       |
|------|-------|
| 管理濃度 | : 未設定 |
|------|-------|

- |      |  |
|------|--|
| 許容濃度 |  |
|------|--|

ACGIH(2013年版)

エタノール : TLV -STEL 1000ppm

作成日 2015年 7月 17日  
改訂日 2024年 4月 1日

**設備対策** : 屋内で取扱う場合には、全体換気装置を設置する。  
できるだけ密閉された装置、機器又は局所排気装置を使用する。  
取扱場所の近くに洗眼及び身体洗浄のための設備を設ける。

**保護具**

呼吸用保護具	: 農薬用マスク
手の保護具	: 保護手袋（不浸透性）
眼、顔面の保護具	: 保護眼鏡、ゴーグル
皮膚及び身体の保護具	: 保護帽子、保護服、保護長靴等

**9. 物理的及び化学的性質**

物理状態	: 水溶性液体
色	: 淡黄色透明
臭い	: わずかな特異臭
融点／凝固点	: 情報なし
沸点又は初留点及び沸騰範囲	: 情報なし
可燃性	: 情報なし
発下限界及び爆発上限界／可燃限界	: 情報なし
引火点	: 情報なし
自然発火点	: 情報なし
分解温度	: 情報なし
pH	: 4.23 (1%水溶液)
動粘性率	: 情報なし
溶解度	: 水に可溶
n-オクタノール／水分配係数(log 値)	: 情報なし
蒸気圧	: 情報なし
密度及び／又は相対密度	: 1.037 (20°C)
相対ガス密度	: 情報なし
粒子特性	: 情報なし

**10. 安定性及び反応性**

反応性	: 情報なし
化学的安定性	: 通常の保管条件下では安定
危険有害反応可能性	: 酸化剤等の強酸化性物質と反応する
避けるべき条件	: 加熱、強酸化性物質との混合や接触
混触危険物質	: 強酸化性物質
危険有害な分解生成物	: 一酸化炭素、窒素酸化物

**11. 有害性情報**

**急性毒性**

経口	: ラット♀ >2000 mg/kg
経皮	: ラット♂♀ >2000mg/kg
吸入	: (製品) 情報なし

**皮膚腐食性／刺激性** : ウサギ 刺激性なし

**眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性** : ウサギ なし

**呼吸器感作性又は皮膚感作性**

呼吸器感作性	: (製品) 情報なし
皮膚感作性	: モルモット 隆性

作成日 2015年 7月 17日  
 改訂日 2024年 4月 1日

生殖細胞変異原性	: (製品) 情報なし
発がん性	: (製品) 情報なし (成分) エタノール : 区分 1A
生殖毒性	: (製品) 情報なし (成分) エタノール : 区分 1A
特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	: (製品) 情報なし (成分) エタノール : 区分 3( 気道刺激性、麻酔作用) その他有機溶剤 : 区分 1(中枢神経系、血液系)、区分 3(麻酔作用)
特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	: (製品) 情報なし (成分) エタノール : 区分 1(肝臓) 、区分 2(中枢神経系) その他有機溶剤 : 区分 1(中枢神経系、呼吸器系)
誤えん有害性	: (製品) 情報なし

## 12. 環境影響情報

水生環境有害性 短期(急性)	: 区分に該当しない
水生環境有害性 長期(慢性)	: 区分 1 のジノテフランの毒性乗率×成分濃度が 25%以上となることから区分 1 とした。

### 生態毒性

魚(コイ)	: LC50(96hr)	> 100 mg/L	原体として
甲殻類(オオミジンコ)	: LC50(48hr)	> 1000 mg/L	原体として
藻類	: EbC50(72hr)	> 100 mg/L	原体として
底生生物(ドブユスリカ)	: NOEC(27 日)	0.003 mg/L	原体として

### 残留性・分解性

### 生態蓄積性

### 土壤中の移動性

### オゾン層への有害性

### その他

## 13. 廃棄上の注意

化学品(残余廃棄物)、当該化学品が付着している汚染容器及び包装の安全で、かつ、環境上望ましい廃棄、又はリサイクルに関する情報

残余廃棄物 : 使用残りの農薬を不注意に廃棄したり、不要になった農薬を放置したりすると思われる事故を引き起こすことがあるので、その処理に当たっては関係法令を遵守し適正な処理を行うこと。

汚染容器及び包装 : 空容器、空袋等はリサイクルできないため、関係法令を遵守し、廃棄物処理業者に処理を委託する等により適切に処理を行うこと。

作成日 2015年 7月 17日  
改訂日 2024年 4月 1日

#### 14. 輸送上の注意

国際規制	国連番号	:	UN3082
	品名	:	環境有害物質、液体、n.o.s (ジノテフラン混合物)
	国連分類	:	9
	容器等級	:	III
国内規制	陸上輸送	:	道路法等の規定に従う。
	海上輸送	:	船舶安全法の規定に従う。
	航空輸送	:	航空法の規定に従う。
特別の安全対策		:	輸送前に容器の破損、腐食、漏れ等がないことを確認する。転倒、落下、破損がないよう積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。 車両、船舶には保護具（手袋、メガネ、マスク等）を常備する他、緊急時の処理に必要な消化器、工具等を備えておく。
緊急時応急措置指針番号		:	171（低、中程度の危険物質）

#### 15. 適用法令

化学物質排出把握管理促進法	
第一種指定化学物質	:
	(R,S)-1-メチル-2-ニトロ-3-(テトラヒドロ-3-フリルメチル) アニジン (別名ジノテフラン) (管理番号: 745)
労働安全衛生法	:
名称等を表示すべき危険物及び有害物 (法第57条、施行令第18条)	:
	エタノール (政令番号: 別表第9の61)
名称等を通知すべき危険物及び有害物 (法第57条の2、施行令第18条の2)	:
	エタノール (政令番号: 別表第9の61)
危険物 (令別表第1)	:
	エタノール
毒劇物取締法	:
消防法	:
農薬取締法	:
	登録番号 第23676号

#### 16. その他の情報

##### 参考文献

- ・JIS Z 7252 : 2019 GHSに基づく化学物質等の分類方法
- ・JIS Z 7253 : 2019 GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法 — ラベル、作業場内の表示及び安全データシート (SDS)
- ・独立行政法人 製品評価技術基盤機構 (NITE-CHRIPI)
- ・原料 SDS

この安全データシートは現時点で入手可能な資料等をもとに作成しておりますが、物理化学的性質、危険有害性等に関しては、いかなる保証も成すものではありません。また注意事項は、通常の取扱いを対象としたものであって、特殊な取扱いを行なう場合には自らの責任において用途に適した処置を講ずることが必要であることを理解した上で活用して下さい。